

令和2年度実施施策に係る事前分析表

(文R2-1-6)

施策名	男女共同参画・共生社会の実現及び学校安全の推進				部局名	総合教育政策局 男女共同参画共生社会・安全課		作成責任者	石塚哲朗 課長		
施策の概要	我が国の重要な課題である、男女共同参画社会及び障害者、外国人等と共に生きる共生社会の実現に向け、文部科学省の所掌分野である教育分野での取組を推進する。また、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにする不可欠の前提となる学校安全を推進する。							政策評価 実施予定時期	令和3年度		
施策の予算額(当初予算) (千円)	令和元年度予算額 (執行額)		令和2年度 当初予算額		施策に関する内閣の 重要施策(主なもの)		第3期教育振興基本計画 達成目標1～3 第3次食育推進基本計画 達成目標2 等				
	4,224,595 (4,082,040)		4,095,395								
達成目標1	男女共同参画を推進する教育・学習の機会を提供する。					目標設定の 考え方・根拠		第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、男女共同参画を推進する教育・学習について盛り込まれているところである。また、第3期教育振興基本計画において、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、現代的・社会的な課題等に対応した学習を推進することが求められている。これらの取組を進めることにより、学校や社会教育施設において、学習者の多様なニーズに対応して、男女ともに、生涯を通じた幅広い学習機会を提供することを達成することが必要である。			
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度				
①女性教育施設における学級・講座開設数(趣味・けいこごと、体育・レクリエーションを除く) ※約3年ごとに調査	7,384件	9,735件	—	—	9,995件	—	9,995件以上	第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、女性教育施設における学級・講座の開設数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。 出典：社会教育調査(女性教育調査)			
	年度ごとの 目標値	7,384件以上	—	—	9,735件以上	—					
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度				
②女性教育施設の個人利用者数 ※約3年ごとに調査	2,199,560人	2,223,978人	—	—	3,211,097人	—	3,211,097人以上	第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、女性教育施設における個人利用者数が前回社会教育調査より増加することを指標とした。 出典：社会教育調査(女性教育調査)			
	年度ごとの 目標値	2,199,560人以上	—	—	2,223,978人以上	—					

測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
③高等学校における「男女共同参画」の初任者研修（校外研修）の実施率	38.7%	—	—	—	51.5%	調査中	60.0%	<p>第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、高等学校における「男女共同参画」の初任者研修（校外研修）の実施率が前回初任者研修実施状況調査の実績値である51.5%より増加することを目標とした。</p> <p>分母：初任者研修の対象者が1人以上いた教育委員会数 分子：校外研修の内容として「男女共同参画」と回答した教育委員会数 ※平成24～29年度は、研修内容を「人権教育・男女共同参画」として調査していたため、「男女共同参画」のみのデータなし。</p> <p>出典：初任者研修実施状況調査</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
④大学におけるキャリア教育（女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育）の実施率	19.5%	33.0%	33.2%	37.0%	37.2%	調査中	40.0%	<p>第4次男女共同参画基本計画 3男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実において「社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。」とされている。そのため、第4次男女共同参画基本計画終了年度である令和2年度までに、大学におけるキャリア教育（女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育）の実施率が前回「大学における教育内容等の改革状況について」調査結果である37.0%より増加することを目標とした。</p> <p>分母：キャリア教育を教育課程内で実施している大学数 分子：具体的な取組内容として、「女性の多様なキャリアを意識したもの等、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育」と回答した大学数</p> <p>出典：大学における教育内容等の改革状況について</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

達成手段 (開始年度)	令和元年度予算額 (執行額) 【百万円】	令和2年度 当初予算額 【百万円】	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
次世代のライフプランニング教育推進事業 (令和元年度)	34.2 (27.8)	28.2	③、④	0049	—
女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参 画支援事業 (令和2年度)	—	34.3	①、②	新02-0006	—
独立行政法人国立女性教育会館運営費交付金に必 要な経費 (平成13年度)	502.2 (502.2)	525.3	①、②	0055	女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進 に資するため、女性教育指導者等に対する研修、女性教 育に関する専門的な調査及び研究等を実施。
独立行政法人国立女性教育会館施設整備に必要な 経費 (平成13年度)	429.3 (429.3)	0	①、②	0056	安心・安全な研修環境の維持のため、施設整備を実施。
独立行政法人国立女性教育会館 「女性関連施設・団体リーダーのための男女共同 参画推進研修(管理職コース)」 (平成18年度)	—	—	①、②	—	男女共同参画社会の形成を推進するため、地域における 男女共同参画の推進者を対象として、知識・企画力・実 践力を養うための高度で専門的な研修を実施している。
独立行政法人国立女性教育会館 女性情報ポータル及びデータベースの整備充実、 利便性の向上 (平成18年度)	—	—	①、②	—	女性情報ポータル・データベースのデータやコンテンツ を継続的に整備充実することにより、政策担当者、研 究・学習者、団体・グループ関係者、メディア関係者等 ユーザのニーズに、迅速・的確に応えるアクセス手段を 提供している。
昨年度事前分析表からの変更点	令和2年度の新規事業を達成手段に追加。				

達成目標2	帰国・外国人児童生徒等に対する教育支援体制が整備される。						目標設定の 考え方・根拠	国内の帰国・外国人児童生徒等の学校への受入れ体制整備が重要であり、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和2年7月14日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ設定。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H11年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	
① 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（%）	81.6%	-	76.9%	-	79.5%	-	100%	<p>目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和2年7月14日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。</p> <p>分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（外国籍） 分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（外国籍）</p>
	年度ごとの 目標値	-	82.9%	-	76.9%	-		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H11年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	
② 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍）のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合（%）	81.6%	-	74.3%	-	74.4%	-	100%	<p>目標を達成するためには、「第三期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定、令和2年7月14日改訂）、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を踏まえ、公立学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実を図る必要があるため。</p> <p>分母：公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数（日本国籍） 分子：公立学校における日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数（日本国籍）</p> <p>なお、平成11年度の基準値については、日本国籍の児童生徒について調査をしていなかったため、外国籍の児童生徒における日本語指導等特別な指導を受けている者の割合としている。</p>
	年度ごとの 目標値	-	78.3%	-	74.3%	-		
達成手段 (開始年度)		令和元年度予算額 (執行額) 【百万円】		令和2年度 当初予算額 【百万円】		関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
帰国・外国人児童生徒等教育の推進 (平成22年度) ※主要な予算事業である自治体の取組支援 を、従来の委嘱から補助事業に変更		503.6 (478.8)		765.5		①、②	0054	—
昨年度事前分析表からの変更点								

達成目標3	障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実する。					目標設定の考え方・根拠	第3期教育振興基本計画や第4次障害者基本計画（H30年3月閣議決定）を踏まえ、障害者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実することが必要である。	
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H30年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R3年度	第4次障害者基本計画（H30～H34年度）における指標であり、実測値については、H30年度に実施した学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業の結果を用いた。
①学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の活動の機会が身近に確保されると回答する障害者の割合	34.3%	—	—	—	34.3%	—	H30年度比増	分母：18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の回答者数（4650人） 分子：「生涯学習の機会がある」と回答した18歳以上の障害者及び障害者を家族に有する者の数（1595人） 【出典】「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		現在、障害者の学びの場づくりを中心的に支える役割を担う地方公共団体への働きかけや、プログラム開発及び連携体制の構築、研修会の実施等の事業を全国各地で行っているところである。これらの取組により、学びの場が増えることによって、当事者の意識調査である測定指標①の実測値も増加すると考えられるが、地方公共団体における取組は開始したばかりであり、具体的な目標数値を示すことが難しいため、目標値を「H30年度比増」としている。

達成手段 (開始年度)	令和元年度予算額 (執行額) 【百万円】	令和2年度 当初予算額 【百万円】	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業（平成30年度）	104.7 (93.2)	115.7	①	0050	—
Special プロジェクト2020 (平成29年度) (再掲)	39.5 (22)	41.4	①	0309	—
障害のある学生の修学・就職支援促進事業 (令和2年度) (再掲)	—	30	①	0015	—
学校を核とした地域力強化プラン (平成27年度) (再掲)	6,445.5の内数 (6,373.5の内数)	7373.5の内数	①	0038	—
切れ目ない支援体制整備充実費補助 (平成29年度) (再掲)	1,794.2 (1,703)	1919.1	①	0115	—
障害者による文化芸術活動推進事業 (我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信の一部) (令和元年度) (再掲)	4191.3の内数 (4,092の内数)	4,302の内数	①	0338	—
昨年度事前分析表からの変更点	「学校卒業後の学習活動に関する障害者本人等へのアンケート調査」の結果を踏まえ、測定指標①の基準値と実測値を見直した。令和2年度事業に合わせて、達成手段を変更した。				

達成目標4	消費者の権利と責任について理解し、主体的に判断し責任を持って行動する消費者の育成に資する消費者教育の学習機会を提供する。					目標設定の考え方・根拠	第3期教育振興基本計画及び消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）を踏まえ、消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ることが必要である。	
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R6年度	第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している、「教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。
①教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」をあげている割合	39.8%	—	—	—	—	39.8%	60.0%	分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数計 分子：教育委員会において、現在重点的に行っている取組として、「学校における消費者教育の充実」と回答した数 【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R6年度	第3期教育振興基本計画において「消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できる消費者を育成するため、あらゆる年齢層を対象として」消費者教育の推進を図るとされている他、消費者基本計画工程表においてKPIに設定している「教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合」を測定指標とした。測定指標及び目標値は、消費者教育基本計画工程表のKPIに合わせて設定している。
②教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合	32.6%	—	—	—	—	32.6%	40.0%	分母：都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会の回収数計 分子：社会教育分野で消費者教育関連の取組として教育委員会及び関連団体・組織で実施した取組はないと回答した数を除いた数 【出典】「令和元年度消費者教育に関する取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段 (開始年度)	令和元年度予算額 (執行額) 【百万円】		令和2年度 当初予算額 【百万円】		関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考	
若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン（平成25年度） ※連携・協働による消費者教育推進事業より名称変更	23.6 (21.7)		20.7		①②	0047	—	
昨年度事前分析表からの変更点	第4期消費者基本計画が令和2年3月31日に閣議決定されたことによる修正を行うとともに、消費者基本計画工程表のKPIに合わせるため修正を行った。なお、昨年度の測定指標は目標値を達成している。							

達成目標5	教職員や児童生徒等の安全に関する意識の向上及び安全教育や安全管理の充実を図る。						目標設定の考え方・根拠	児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。また、児童生徒等は守られる対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に育成するしていくことが求められる（「第2次学校安全の推進に関する計画」）。 学校安全に関する取組は、安全教育と安全管理の2つの面から実施されている。こうした安全教育と安全管理が計画的・組織的に実施されることが重要である。
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H24年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	
①学校管理下における事件・事故災害で死亡する児童生徒等の数	48人	63人	47人	57人	74人	調査中	0人	第2次学校安全の推進に関する計画において、「学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを目指す」ことが、今後の学校安全の目指すべき姿として位置付けられているため。 【出典】「学校の管理下の災害」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H19年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	
②学校安全計画を策定している学校の割合	82.9%	96.5%	—	—	96.3%	—	100%	学校保健安全法第27条において、学校における安全に関する事項について各学校に学校安全計画を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。 H27年度（46,821/48,497）、H30年度（47,698/49,516） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H19年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	
③危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校の割合	84.7%	97.2%	—	—	97.0%	—	100%	学校保健安全法第29条において、突発的、外因的な事件や事故に対応できるよう各学校に危険等発生時対処要領を作成するよう義務付けており、学校安全を確保する上で重要であるため。 H27年度（47,155/48,497）、H30年度（48,045/49,516） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		

測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	H17年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	毎年度	
④登下校中に保護者や地区の人々、ボランティア等による同伴又は見守りを実施した小学校の割合	40.0%	89.4%	—	—	93.2%	—	95%	<p>学校内外における児童生徒等の安全確保のためには、学校のみでは対応可能な範囲に限りがあるため、学校保健安全法第30条において、保護者や地域の関係機関、関係団体、地域住民等の関係者と連携を図ることが求められている。</p> <p>H27年度（17,895/20,015）、H30年度（18,083/19,411） 分母：全国の学校数 分子：該当する学校数 【出典】「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」（文部科学省）</p>
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段（開始年度）		令和元年度予算額（執行額）【百万円】		令和2年度当初予算額【百万円】		関連する指標	行政事業レビュー番号	備考
学校安全推進事業（平成15年度）		234.1 (154.9)		243.9		①～④	0051	—
災害共済給付事業（平成15年度）		2,324.1 (2,316.7)		2324.1		①～④	0052	—
学校を核とした地域力強化プラン（平成27年度）（再掲）		6,445.5の内数 (6,373.5の内数)		7373.5の内数		④	0038	「学校を核とした地域力強化プラン」のうち「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により推進。
昨年度事前分析表からの変更点		測定指標「④地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備が実施されている小学校の割合」を削除						

達成目標6	平成21年4月1日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。						目標設定の考え方・根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月18日法律第79号)に基づく基本計画(※)の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、関係府省庁と連携(関係省庁が実施する会議へのオブザーバー参画、啓発フォーラムの共同実施等)しつつ、文部科学省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者や青少年への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	H28年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	青少年が適切にスマートフォン等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。しかしインターネット接続機器・接続方法の多様化等により、現在フィルタリング利用率は低い水準に留まっていることから、増加を目指す。 分母：青少年が「スマートフォン」を利用してインターネット利用している」と回答した保護者数 分子：「フィルタリングを使っている」と回答した保護者 ※出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
①青少年のスマートフォンのフィルタリングサービス利用率	44.6%	—	44.6%	44.0%	36.8%	37.4%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	青少年が適切にインターネット等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨しており、すでに多くの家庭がインターネット利用に関するルールを決めている。家庭(場合により児童生徒間など)でのルール(利用時間や閲覧サイトの制限など)を決める事により、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等を防ぐことが期待できるため、今後も引き続きこの高い水準の維持に努める。 分母：青少年が「いずれかの機器」インターネットを利用していると回答した保護者数 分子：「インターネット利用に関する家庭のルールを決めている」と回答した保護者数 ※出典：内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」
②インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合	80.2%	81.0%	80.9%	83.5%	74.2%	77.4%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—		
達成手段(開始年度)		令和元年度予算額(執行額)【百万円】		令和2年度当初予算額【百万円】		関連する指標	行政事業レビュー番号	備考
青少年を取り巻く有害環境対策の推進(平成16年度)		36.7(29.3)		37.6		①②	0053	—
小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業(平成27年度)(再掲)		189(187)		133.4		②	0074	—
昨年度事前分析表からの変更点								